

京丹後市学校再配置計画(案)

平成 21 年 1 月

京丹後市教育委員会

目 次

1 計画策定の考え方	…… 1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画策定の背景	
(3) 学校再配置の必要性	
(4) 計画策定に当たっての基本的な考え方	
(5) 再配置計画と将来の学校像	
2 学校の適正規模の検討	…… 5
(1) 法令の規定	
(2) 学校の小規模化による影響	
(3) 京丹後市における学校の適正規模	
(4) 京丹後市の学校の概要	
3 学校施設の課題	…… 8
耐震化の状況	
4 再配置計画策定の経過と今後の予定	…… 8
5 小中学校の再配置実施計画	…… 9
(1) 基本方針	
(2) 計画期間	
(3) 小学校・中学校の再配置実施計画	

1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

学校は、一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒に計画的・組織的・系統的に教育を施す場所である。特に義務教育（公教育）の場にあつては、多様な児童・生徒が学習集団として存在し、日々の学習活動や友達とのかかわりの中で、お互いに切磋琢磨しながら成長していくことが求められる。

京丹後市には現在、平成16年4月の合併以来、旧6町から引き継いだ小学校が31校、中学校が9校ある。昨今の少子化に伴い、京丹後市内の児童・生徒数が減少し、小学校・中学校の小規模校化が顕著になってきた。小規模校でも小規模校ならではの工夫や努力を重ね、特色ある教育成果を挙げている。しかし、予想以上に学校の小規模化が急激に進み、加えて教育を取り巻く様々な環境の変化もあり、どうしても「学校再配置」を行う必要が生じてきた。

京丹後市教育委員会では、平成19年7月に学識経験者・地域まちづくり協議会会長・分科会の座長及び副座長からなる「京丹後市学校再配置検討委員会」及び、各学校の保護者、学校評議員等を中心とした「京丹後市学校再配置検討分科会」を設置し、学校の適正規模や適正配置等について、立地上の環境等諸条件や耐震基準等からみた施設設備等の諸問題、さらには児童生徒数の今後の動向や、小学校・中学校の教育活動をめぐる諸課題を踏まえ、全市的な視野に立ち、さまざまな教育的観点から、今後の本市小中学校の再配置についての検討を諮問した。

平成20年11月に受けた検討委員会からの答申は、各町域毎に設置した検討分科会で子どもの健やかな成長にとって望ましい教育環境を保護者の視点を重視し検討を重ねた結果の最終報告を尊重しながら、あらかじめ教育委員会事務局から提示された基本的な観点や方向性を指針としつつ、全市的な視野に立ち、さらに様々な教育的観点から、概ね今後10年間における本市域の小学校及び中学校の再配置計画について検討を行ったものである。京丹後市教育委員会はその答申を尊重し、中長期的な展望に立った学校のあり方について、将来の児童生徒数の動向等を踏まえて、「京丹後市学校再配置計画」を策定した。

学校再配置は、単なる学校の統廃合ではなく、今後の京丹後市における新しい学校づくり、地域づくりであると考えている。市の財政状況が厳しいときではあるが、今後概ね10年間を見越し、着実に学校再配置が進められるよう、実施順序に配慮し、遠距離通学手段等の見直しなども行いながら、市教育委員会として全力で取り組んでいくものである。

(2) 計画策定の背景

少子高齢化の進展と学校の小規模化

わが国の人口は、平成16年(2004年)12月にピークを迎えたと推定され、今後は減少に向かうものと予測されている。また、出生率の低下や晩婚化などにより年少人口(15歳未満の人口)が徐々に減り続け、本格的な少子高齢社会を迎えるに至った。京丹後市においても、児童・生徒数の減少傾向が続き、昭和56年(1981年)に11,179人であったものが、平成20年(2008年)には5,804人となり、ほぼ半減していることから、今後においても児童・生徒数の増加は見込めないものと予想される。少子化の進行は、とりもなおさず児童・生徒数等の減少やそれに伴う学校の小規模化につながっていくこととなる。

【巻末資料】

表1 児童生徒数の推移

表2 平成20年度以降の児童生徒数の推移

表3 各町域別出生数

今日的な教育課題への対応

国際化や情報化の進展、環境問題の深刻化、産業構造の変化、成熟社会における価値観の多様化といった社会経済情勢の大きな変化の中、京丹後市のまちづくりの基本理念である「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を目指して、魅力と活力に満ちた郷土を創造するため、将来を担う人づくりがきわめて重要な課題となっている。

行財政を取り巻く環境の変化

長年にわたる地場産業の低迷、或いは景気後退による税収の落ち込み、地方交付税等の大幅な減少に加えて、義務的経費や市債残高の増加などにより、本市財政は年々厳しさを増している。

そうした中であって、「総合計画(実施計画)」を施策の基本とし、「財政見通し」との整合性を図りながら、持続可能な財政構造の構築と行財政の健全化に向けた一層の取り組みの実現を目指している。

このため、教育分野においても、縮小傾向にある限られた財源を最大限に活用するために、これまで以上に徹底した施策の選択と集中が求められている。

(3) 学校再配置の必要性

児童・生徒数の減少傾向（推移）と学校力の確保

- ア 集団の規模が小さくなると、子どもの多様な選択の幅が小さくなったり、切磋琢磨する機会が失われたりするなど、集団教育の良さが生かされにくくなる。
- イ 教職員の配置数が減り、校務分掌の分担や子どもの指導体制にも難しさが生じるなど、学校運営に影響を及ぼすことになる。
- ウ 学校の活力を維持し、子どもたちが集団の中でいきいきとした学校生活を送れるようにするために、適正な学校規模を実現することが必要である。

学校施設等の整備

- ア 市内の学校の多くは、昭和50年代中ごろから児童・生徒数の急増に伴う教室の不足や木造建築の老朽化が進んだことから、新築・増改築による整備を進めてきたが、それらの校舎も老朽化が進み、地震などの災害に備えるためにも、新たな補強対策等が求められている。
- イ 情報教育の推進に向けた情報教室の整備や校内LANの整備、温暖化など環境問題に配慮した施設設備の充実、理科教育や図書館教育の充実等のため、学校機能の充実が必要である。

教育環境の充実

- ア 子どもの学力低下への懸念、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動、規範意識や社会性の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育に関する様々な課題も生じており、これらに適切に対応する必要がある。
- イ 確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進するため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動など、学校教育における新しい取組みに期待が寄せられており、それを支援するための新しい教育環境の整備に期待が高まっている。

京丹後市内の学校配置のバランスと地域振興

- ア 市全体としての学校の適正な配置や校区の範囲について、地域のバランスを考慮しながら、より広域的な視点から柔軟に検討する必要がある。
- イ 第一次京丹後市総合計画において、学校規模の適正化を図るため、小学校、中学校の統廃合について、中長期的な検討を進めることを盛り込んでいる。
- ウ 平成16年4月の京丹後市発足以来、新しいまちづくりを進めている現在、将来を展望

し、次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく育つことができるよう、長期的な視点に立ち、時期を失することなく、確固たる教育基盤づくりに力を注ぐ必要がある。

(4) 計画策定に当たっての基本的な考え方

この計画策定に当たっては、特に次の観点に基づくものとする。

学校規模の適正化は、児童等にとって望ましい学習集団や生活集団を形成し、より良い学習環境を創造するものであること。

計画内容は、地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮し、保護者、地域住民の理解と協力を得られるものであること。

施設整備に当たっては、耐震性の確保と同時に防災上の安全性に配慮し、国際化・情報化などこれからの時代に求められる新しい教育に対応できるものとする。

計画の対象は、市立小学校、中学校とすること。

(5) 再配置計画と将来の学校像

国においては平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正された。これを受けて学校教育法等教育三法が相次いで改正され、学習指導要領も改訂されるなど、教育界は引き続き改革のさなかにある。こうしたなか、本市の教育は国等の動向を的確に踏まえるとともに、本市の自然的条件や歴史文化等の特性を最大限生かしつつ、主体的に推進しなければならない。また、本市の学校は時代の要請や地域の期待に応え、より広い地域の力に支えられながら、郷土を愛し、人間性あふれる、心身ともに健全な児童生徒の育成をめざさなければならない。

学校再配置は、既存の学校が持つそれぞれの歴史と伝統を生かし、その校区を統合しながら、より広域の地域に新たな学校を創造することである。この意味では、学校再配置は地域再編の大きな動因となりうるものであり、新たな地域づくりの契機ともなる。従って、学校教育と社会教育は今後さらに緊密に連携しながら再配置計画を推進しなければならない。

なお、この計画により実現が期待される将来の具体的な教育理念や目標、学校像等は、本市総合計画、及び国の教育振興基本計画などに示された理念や目標と、これを参酌して策定することになる本市教育振興基本計画との整合性を図るものとする。

2 学校の適正規模の検討

(1) 法令の規定

学校規模の法令上の規定については、学校教育法施行規則第41条において適正な学校規模の条件として「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする（同規則第79条により中学校についてもこの規定を準用する。）」と規定されている。

各学年の学級数からすると、小学校では各学年2学級から3学級、中学校では4学級から6学級となる。

(2) 学校の小規模化による影響

指導面

学習形態の硬直化

- ア 児童・生徒の学力の実態に応じた効果的な学習形態を弾力的に取り入れることが難しい。
- イ 多様な見方、考え方に触れながら学習を進めることが難しい。
- ウ 体育の集団競技や演技等、音楽等で行う演奏活動等が制限される。

複数の教員による多面的な指導や評価の制約

- ア 様々な個性や専門性をもった教職員との出会いや指導を受ける機会が制約される。
- イ 児童・生徒に関わる教職員数が少なく、教職員間での情報交換や複数の教員による多面的な評価が難しい。

人間関係の固定化

- ア 学級や学習グループの編成替えができず、一度できた人間関係が固定化されやすい。従って、一度人間関係等に問題が生じた場合は、それが長期化・深刻化する傾向があり、自己実現が困難な状況が生じやすい。
- イ 教師との距離が比較的近くにあるため、課題や問題に直面することが少なく、自己改革の意欲や必要性を感じる機会が少なくなりやすい。
- ウ 進学や転校等により大きな集団に入った際に、他者理解や自己実現にとまどいを感じ、好ましい人間関係や学習環境を保てないことがある。

運営面

小規模化に伴う問題点

良い意味での競争心や社会性が育ちにくいことや、学校行事等の運営上の支障が指摘されている。

教職配置に伴う問題点

中学校では、各教科の教員配置が学級数に応じて行なわれているが、小規模校では、教科によっては教員配置ができず免許外教科担任や非常勤講師などで対応している。

部活動の充実

学校の小規模化により、生徒が希望する部活動ができない状況も生じており、学校再配置により、文武両面において生徒の潜在能力を引き出すことが可能な教育環境を整える必要がある。

(3) 京丹後市における学校の適正規模

小学校では、法令面やクラス替えが可能である1学年2～3学級を適正規模とする。

中学校では、クラス替えが可能で集団競技の実施など望ましい教育活動を円滑に行うことが確保できる1学年3～6学級を適正規模とする。

ただし、小規模校が多い現状をふまえ、適正規模に達しない場合でも、小学校においては6学級以上で1学級20人を下回らない、中学校においては3学級以上で1学級20人を下回らないことを原則とする。

(4) 京丹後市の学校の概要

平成20年5月1日現在
(特別支援学級数は除く)

市立小学校(31 校)

	学校名		学級数	児童数
1	峰山地域	峰山小学校	8	211
2		吉原小学校	6	159
3		五箇小学校	6	76
4		新山小学校	8	198
5		丹波小学校	6	106
6		長岡小学校	6	92
7	大宮地域	大宮第一小学校	19	542
8		大宮第二小学校	6	103
9		大宮第三小学校	6	45
10	網野地域	網野北小学校	12	292
11		網野南小学校	10	255
12		島津小学校	6	120
13		三津小学校	5	32
14		郷小学校	6	63
15		橘小学校	7	196
16	丹後地域	豊栄小学校	6	87
17		間人小学校	6	141
18		竹野小学校	5	26
19		宇川小学校	6	80
20	弥栄地域	吉野小学校	6	77
21		溝谷小学校	6	73
22		鳥取小学校	6	123
23		黒部小学校	6	86
24		野間小学校	4	11
25	久美浜地域	久美浜小学校	6	156
26		川上小学校	6	57
27		海部小学校	6	59
28		佐濃小学校	6	93
29		田村小学校	6	44
30		神野小学校	6	89
31		湊小学校	5	51
合 計			209	3,743

市立中学校(9 校)

	学校名		学級数	生徒数
1	峰山	峰山中学校	13	461
2	大宮	大宮中学校	12	399
3	網野	網野中学校	12	396
4		橘中学校	4	119
5	丹後	間人中学校	5	124
6		宇川中学校	3	50
7	弥栄	弥栄中学校	6	172
8	久美浜	久美浜中学校	7	205
9		高龍中学校	6	135
合 計			68	2,061

複式学級の表示

学校名	学級数
三津小学校	1
竹野小学校	1
野間小学校	2
湊小学校	1

3 学校施設の課題

耐震化の状況

学校は、多くの児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活等の場であると同時に地域住民の学習や交流の場として、また、災害時における地域住民の避難場所としても活用される施設である。このような機能をもつ学校は、子どもにとって安全で安心できる環境を確保することや災害時に十分対応できる構造耐力等を備えた施設であることが必要である。

また、平成7年の阪神淡路大震災等を契機として、耐震基準の見直しが行われ、平成20年5月の中国四川省の大地震では、学校施設の倒壊により多くの児童生徒等が犠牲となり、改めて学校施設の安全性を確保することが重要となっている。

京丹後市の学校施設は、昭和56年以前の旧耐震基準で設計・建築された建物が約半数あり、大規模な地震等に対応できる施設の整備が必要となっている。

表4 耐震化優先度調査及び耐震診断(2次診断)結果一覧表 【巻末資料】

4 再配置計画策定の経過と今後の予定

平成19年7月	京丹後市学校再配置検討委員会及び同検討分科会を設置。 検討委員会へ京丹後市学校再配置の検討について諮問
平成20年11月	京丹後市学校再配置検討委員会から検討結果(答申)を受ける。
平成21年 1月~3月	京丹後市学校再配置計画(案)の作成及び公表。 京丹後市議会に説明、意見を求める。 小学校長会、中学校長会に意見を求める。 市PTA協議会に意見を求める。 各町区長連絡協議会等に説明、意見を求める。
平成21年 2月~3月	京丹後市学校再配置計画(案)に対するパブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を求める。
平成21年5月	市民、議会、区長連絡協議会、パブリック・コメント等の意見を集約し、京丹後市学校再配置計画(案)の確定。
平成21年6月	京丹後市議会6月定例会に議案として提出、議決。

5 小中学校の再配置実施計画

(1) 基本方針

小規模化の著しい学校については、早期に再配置に着手する。

再配置後の通学区域については、現行の通学区域を尊重し、特に小学校と中学校の通学区域の整合性を図る。

通学方法については、次の点を勘案し調整する。

ア 小学校は原則として徒歩通学とする。再配置により、学校までの実距離が4 km以上となる場合には、通学支援（スクールバス等）を行う。ただし、高学年（5・6年生）は通学環境等から、自転車通学も考慮する。

イ 中学校は原則として徒歩または自転車通学とする。ただし、6 km以上の遠距離者には通学支援（スクールバス等）を行う。

ウ 通学距離は集落の中心地からの距離を原則とし、集落単位で通学方法が変わることはしない。

エ 上記 4km、6km 未満の距離であっても、通学路の道路状況、除雪状況及び安全施設等の状況を勘案し、通学支援策を講じることもできる。

(2) 計画期間

計画期間は、平成22年度から概ね10年間とする。

(3) 小学校・中学校の再配置実施計画

小学校・中学校の再配置実施計画は、別紙「京丹後市学校再配置実施計画」のとおりとする。ただし、一部の学校については児童生徒数の推移をみて、再配置の時期を判断する。

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課

〒629-2501

京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地

TEL (0772) 69-0610 FAX (0772) 68-9061

e-mail :kyoikusomu@city.kyotango.kyoto.jp